

# 〈使用料金算定表〉

下水道使用量は、原則的に水道使用水量に基づいて決めますが、井戸などの地下水や雨水を使用している場合は、その量が認定できるようメーターを設置し、合算で使用量を算定します。

※使用料には消費税が加算されます。

用途	区分	汚水量	使用料
一般用	基本料金	0 から 8 m <sup>3</sup> まで	490 円
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	9 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	70 円
		21 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup> まで	75 円
		41 m <sup>3</sup> 以上	80 円
営業用	基本料金	0 から 10 m <sup>3</sup> まで	800 円
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	11 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	110 円
		501 m <sup>3</sup> から 3,000 m <sup>3</sup> まで	140 円
		3,001 m <sup>3</sup> 以上	150 円
官公署用	基本料金	12 m <sup>3</sup> まで	800 円
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	13 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	110 円
		501 m <sup>3</sup> から 3,000 m <sup>3</sup> まで	140 円
		3,001 m <sup>3</sup> 以上	150 円
臨時用	基本料金	0 から 8 m <sup>3</sup> まで	1,150 円
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	9 m <sup>3</sup> 以上	115 円
連合専用	1 戸 (世帯) あたりの料金は、一般用を適用する。 この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸 (各世帯) 均等に使用したものとみなす。		

備考 連合専用とは、1 戸のメーターにより 2 戸 (世帯) 以上で連合して水道を使用する場合をいう。